

## 令和4年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について

### 1 該当区域及び住宅被害状況（令和4年5月9日午前10時時点）

該当区域	住宅被害（世帯）	適用基準
	全壊	（支援法施行令）
柴田町	3	第1条第6号※

※ 第2号が適用された市町村を含む都道府県が2以上ある場合において、人口5万人未満の市町村で2世帯以上の全壊被害が発生。

### 2 法に基づく支援の概要（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

### 3 適用の年月日

令和4年5月9日

#### <参考>これまでの適用状況

県	適用市町村	適用基準	適用日
宮城県	山元町	第1条第5号	R4. 4. 11
	角田市	第1条第2号	R4. 4. 22
	白石市	第1条第6号	R4. 4. 22
	蔵王町	第1条第6号	R4. 4. 22
	亘理町	第1条第6号	R4. 4. 22
	柴田町	第1条第6号	R4. 5. 9(予定)
福島県	全59市町村	第1条第3号	R4. 4. 28

#### <該当適用基準>

第1号	災害救助法の1号基準又は2号基準を満たす自然災害が発生した市町村
第2号	全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
第3号	全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
第5号	第2号が適用された市町村を含む都道府県又は第3号が適用された都道府県に隣接する都道府県内の人口10万人未満の市町村で、第1, 2, 3号のいずれかが適用された市町村に隣接し、5世帯以上の全壊被害が発生した市町村
第6号	第2号が適用された市町村を含む都道府県又は第3号が適用された都道府県が2以上ある場合に、人口5万人未満の市町村で2世帯以上の全壊被害が発生した市町村